落性がに関連するおもな手続き

| | 下記にあてはまる方は世帯にいますか? あてはまる手続きをご自身で確認してください | 手続き | 必要なもの | 該当 | 受付窓口 |
|---|----------------------------------------------------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|---------------------------------|
| | 住所が変わる方 | 住所変更 (転入・転出・転居) | ※転入・転出・転居のチェック シートも確認してください | | |
| | 前配偶者と同居中で、生計を別にしている方 | 世帯分離届 | | | |
| | 姓が変わる方で、マイナンバーカードをお持ちの方 | 氏名変更 | マイナンバーカード | | 1階1番窓口 (市民課) |
| | 姓が変わる方で旧姓の印鑑で印鑑登録している方 | 自動的に登録廃止になります | | | |
| | 離婚後も婚姻中の姓を引き続き使用したい場合 | 離婚の際に称していた氏を 称する届 (戸籍法 77 条の 2 の届) | ※受付窓口でご相談ください | | |
| | お子さんの戸籍についてのご相談 | 入籍届、養子離縁届等 | ※受付窓口でご相談ください | | |
| | 国民健康保険に加入中で、姓など、資格確認書等の記載 に変更がある方 | 新しい資格確認書・資格情報のお知 らせの交付 | 変更前の資格確認書・資格情報 のお知らせ | | |
| | →70 歳から 74 歳までの方 | 新しい資格確認書・資格情報のお知 らせの交付(後日郵送) | 変更前の資格確認書・資格情報 のお知らせ | | |
| | 前配偶者の勤務先の健康保険の扶養から外れて、 国民健康保険に加入する方 | 国民健康保険の加入 ※資格喪失日より 14 日以内 | 前配偶者の勤務先の | | 1階2番窓口 (市民課) |
| | | 国民年金の加入 (20 歳から 60 歳未満) ※資格喪失日より 14 日以内 | 健康保険の資格喪失証明書 | | - (巾氏詸) |
| | 姓が変わる方、または世帯構成に変更がある方で、 各種認定証をお持ちの方 | 各種認定証の変更 ※勤務先の健康保険に加入の方は 勤務先へお問い合わせください | ・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額 認定証 ・特定疾病療養受療証等 | | |
| _ | | | ・請求者の通帳 | | |
| 5 | 児童手当を受給していて、受給者が変わる方 (0 歳~高校生世代) | 児童手当の受給者変更 ※新たに申請する方が公務員の場合は、 勤務先に申請してください | ・請求者のマイナンバーカード・請求者の健康保険証(資格確認書)(3歳未満の子供がいる場合のみ)※必要なものがそろっていなくても窓口へお立ち寄りください | | |
| | 子ども医療費受給者証をお持ちで 主たる生計維持者が変わる方(0 歳〜高校生世代) | 子ども医療費助成の受給者証の 変更・喪失 | ・子ども医療費受給者証 ・子どもの健康保険証(資格確認 書) ・主たる生計維持者の通帳 ※同意書や認印が必要な場合が あります | | 1階7番窓口 (こども未来課) |
| | 保育園等に入園を希望する方 | 保育園等の入園相談 | | | |
| | 保育園等に入園しているお子さんがいる方 | 住所・氏名変更等 | ※受付窓口でご相談ください | | |
| | ひとり親家庭等のご相談 | 児童扶養手当の認定請求 | ※受付窓口でご相談ください | | |
| | | ひとり親家庭等医療費助成の 相談・申請 | ※受付窓口でご相談ください | | |
| | 小中学生のお子さんがいて、経済的な事情がある方 | 就学援助の相談・申請 | ・学校及び教育委員会で受け取った申請書類・所得課税証明書・各証明書 | | 4階4-1番窓口 (学校教育課) 該当の小・中学校 |
| 令 | 姓が変わる方で、75 歳以上の方または 65 歳以上で後期高齢者医療保険に加入している方 | 新しい後期高齢者医療資格確認書 の交付(後日郵送) | 変更前の後期高齢者医療資格 確認書 | | |
| | 姓が変わる方で介護保険証をお持ちの方 (65歳以上または要介護認定を受けている方) | 介護保険証の氏名変更 | 介護保険証 | | 1階6番窓口 (高齢者支援課) |
| | 姓が変わる方で各種認定証をお持ちの方 | 各種認定証の変更 | 負担割合証 負担限度額認定証等 | | |
| | 姓が変わる方で障がいの手帳をお持ちの方 | 各種手帳の氏名変更 | ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 | | |
| | 重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方 | 重度心身障がい者医療費受給者 資格の変更 | ・重度心身障害者医療費受給者証 ・健康保険証(資格確認書) ※認印が必要な場合があります | | 1階8番窓口 (福祉課) |
| | | | | | |

| マの炒 | | | #1./// x ii . I | | |
|-------|-----------------|----------------|------------------|-----------------|---|
| | | | | | _ |
| | 税・料等の口座を変更する方 | 口座振替の変更 | ・預金通帳 ・通帳の届出印 | 1階4番窓口 (税務課) | |
| | | | | 0966-22-5497 | |
| ■棿・料金 | 上ト水道の使用者名義が変わる方 | 使用名義変更・支払方法の変更 | お電話で手続きできます | (水道局お客様センター) | |

| その他 | が 防災ラジオの変更・返却が必要な方 | 防災ラジオ申請事項変更届・返還届 | 防災ラジオ (ACアダプター等含む) | 3階3-8番窓口 (防災課) |
|-----|-----------------------------------|------------------|-----------------------|-------------------|
| | 市営住宅を退去する方 または市営住宅に入居・同居を希望する方 | 市営住宅の退去手続き | ※受付窓口でご相談ください | 2階2-1番窓口 |
| | | 市営住宅の入居・同居の相談 | | (住宅政策課) |

人吉市役所

7868-8601 人吉市西間下町7番地1

市役所代表電話 0966-22-2111

午前8時30分 ~ 午後5時15分 開庁時間

※木曜日のみ窓口業務を午後 7 時まで延長 (土曜・日曜・祝日、12月29日~1月3日は閉庁します)



市公式 HP







2階2-7番窓口

みんなが幸せを感じるまち。 ずっと住み続けたいまち。 ひとよし

手続きチェックシート

離婚される場合

- 当事者間に離婚する意思の合致がある「協議離婚」と、裁判所が関与して 離婚が成立する「調停(裁判)離婚」があります。
- 協議離婚の場合、全国共通の離婚届用紙に夫婦双方の署名と 証人(成人2人)の署名のうえ、届出してください。
- 未成年のお子さんがいるときは、夫婦の一方を親権者と定めてください。
- 調停(裁判)離婚の場合は、調停の成立または審判・判決の確定した日から 10日以内に届出をしてください。届出には審判書の謄本が必要です。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。 本人確認書類の提示をお願いいたします。

> <官公署が発行した、顔写真付きで身分を 証明できるもの、免許証、許可証>







運転免許証

マイナンバーカード

そのほか ・障害者手帳 ・パスポート

・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証等

確認に 2 点が 必要なもの

- ·健康保険証(資格確認書)
- ・年金手帳[※] ・介護保険証
- ・顔写真付きの社員証、学生証等

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き 本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続きするときは

- 1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
- 2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や 委任状等により確認させていただきます。
- 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方の マイナンバー(個人番号)をご提示いただきます。



関連する手続きは内側にあります

必要な書類が届出の日にそろわない手続きは、 後日あらためてご来庁いただく場合があります。